

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

平成29年4月～ 専業主婦の夫でも育児休業を取得できることを周知、啓発し、
男性職員も含めて利用しやすい環境づくりを推進する。
管理職を対象とした研修を実施する。

目標2：計画期間内に年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均15日以上と
する。

<対策>

平成29年4月～ 職場内での周知、計画的な取得に向けて管理職を対象とした
研修を実施する。
取得率向上のための推進活動を行う。